

えひめ 社労士会だより

Certified Social Insurance Labor Consultant

2018. 7
通巻 第143号



面河渓

Contents

平成30年度通常総会 1
平成29年度事業報告 4
平成30年度事業計画 9
理事会だより 14

That's 学 15
新入会員紹介 21
社会保険労務士倫理綱領 23



愛媛県社会保険労務士会

平成30年度 愛媛県社会保険労務士会通常総会開催

平成30年6月13日午後2時より、松山全日空ホテルにおいて平成30年度通常総会が開催された。

成川副会長の開会宣言の後、横本会長からの挨拶があり、上甲愛媛県副知事はじめとする来賓の方々より祝辞を賜った。

議長には中予支部栗田欣典会員、副議長に南予支部黒田和代会員が選任され、次いで書記の任命と議事録署名人の選任、また、議事運営委員の選出等についての報告がなされた。

続いて議事に入り、提出議案について質疑応答がなされ、慎重に審議した結果、第1号議案から第4号議案についてすべて原案通り承認された。

議事 第1号議案 平成29年度事業報告承認の件
 第2号議案 平成29年度決算報告承認の件（監査報告）
 第3号議案 平成30年度事業計画案審議に関する件
 第4号議案 平成30年度収入支出予算案審議に関する件

来賓ご芳名（順不同・敬称略）

愛媛県	副 知 事	上甲 俊史
四国厚生支局	支 局 長	鯨井 佳則
愛媛県経済労働部産業雇用局	労政雇用課長	千原 啓
松山市	保健福祉部長	松原 ゆき
愛媛労働局	局 長	濱本 和孝
〃 雇用環境・均等室	室 長	佐藤真理子
〃 労働基準部監督課	課 長	浅山 辰哉
日本年金機構松山東年金事務所	所 長	安西 仁志
〃 松山西年金事務所	所 長	谷本 康茂
全国社会保険労務士会連合会	最 高 顧 問	大槻 哲也
〃 試験センター	センター長	田中 彰一
松山大学	法 学 部 教 授	
全国社会保険労務士会連合会	理 事	
社会保険労務士総合研究機構	所 長	村田 育之
全国健康保険協会愛媛支部	支 部 長	家高 真信
愛媛県司法書士会	会 長	池田 誠治
愛媛県行政書士会	会 長	山本 大樹
四国税理士会愛媛県支部連合会	副 会 長	井上 英俊
愛媛弁護士会	会 長	中川 創太
日本司法支援センター愛媛地方事務所（法テラス愛媛）	副 所 長	大熊 伸定
愛媛県土地家屋調査士会	会 長	山本 明宏
公益社団法人愛媛県不動産鑑定士協会	会 長	岡田 浩
公益財団法人介護労働安定センター愛媛支部	支 部 長	木藤 環
公益社団法人愛媛労働基準協会	専 務 理 事	大西 清
一般社団法人全国労働保険事務組合連合会愛媛支部	支 部 事 務 局 長	菊池 保夫
衆議院議員 塩崎 恭久	参 議 院 議 員	山本 順三
衆議院議員 村上 誠一郎	参 議 院 議 員	井原 巧
衆議院議員 白石 洋一	参 議 院 議 員	山本 博司
衆議院議員 山本 公一		





ご挨拶

会長 横本 恭弘

本日ここに、平成30年度愛媛県社会保険労務士会通常総会が、愛媛県副知事上甲俊史様をはじめ御来賓の方々の御臨席を賜るとともに、多くの会員の皆様に御出席をいただき、このように盛大に開催できることを厚く御礼申し上げます。

さて、今年は社労士制度創設50周年を迎えます。連合会では周年事業の活動テーマとして「人を大切にする企業」づくりを支援し、「人を大切にする社会」の実現に寄与する社労士制度を目指すことを掲げています。

この核心は、私たち社労士が、この50年を振り返り、社労士制度の原点に立ち返って私たちに与えられた社会的使命を再確認し、将来に向かって更なる制度発展を目指していくこうというところにあります。時代が変わり、労務管理のあり方がどれほど多様化しようとも、社労士法に掲げられた「事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に資する」という使命は決して変わるものではありません。この使命を果たしていくために、経営者や従業員、そしてその家族の皆様にも分かりやすい「人を大切にする企業」、「人を大切にする社会」という言葉を使って、私たちの取り組みを社会に発信していくたいと考えています。

ところで、「人を大切にする企業」、「人を大切にする社会」、いずれもそこには常に人と人との関係があります。人ととの関係、それは心と心の触れ合いのあり方に他なりません。

私たち社労士の業務は、経営者と従業員の皆様の心をつなぎ、安心していきいきと働く職場にしていく支援であり、学校教育などの社会貢献活動を通じ、国民の皆様の心の支えとなることだと考えます。

人の心を扱う社労士という士業は、人ととの関係がある限り、業務がなくなることはありません。これから先にA.I社会の時代が来ても、それは変わらないでしょう。私は、社労士制度は将来的に我が国で最も社会的地位の高いNo.1士業になれると確信しています。

平成30年という年は大きな節目になる年であり、今年の月刊社労士1月号で大西連合会会長は今年の一字をして、先の制度発展を展望して、また、一社労士としての心がけを表す一字に「心（シン）」を選びました。「心（シン）」が選ばれた理由は、「心」を「シン」と読むことで、音からのいろいろな意味の広がりがイメージされています。昭和43年に「新」制度をして創設され、私たちの先輩たちお一人おひとりが、「親」身な業務対応をすることによって、国民の皆様の「信」頼をいただき、専門性を「深」化させることで、「真」に国民のニーズに応える士業となった社労士制度が、この先更なる発展の道を「進」んで行けるようにということです。

愛媛県社会保険労務士会が5年前に掲げましたビジョンの「地域からアテにされ、信頼される社労士として認知されている」を念頭に冒頭のべました「人を大切にする企業」、「人を大切にする社会」の実現を目指します。

これらを実現するために、会員の皆様のより一層の御理解と御協力を賜りますことをあらためてお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。

祝　　辞

全国社会保険労務士会連合会

会長　大西　健造

本日ここに、愛媛県社会保険労務士会平成30年度通常総会が盛大に開催されますことを心からお祝い申し上げます。また、横本会長並びに役員をはじめ会員の皆様方には、日頃より、連合会の会務運営に多大なるご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年は、九州北部での記録的豪雨による洪水災害をはじめ、各地において台風による風水害が発生しました。また、東日本大震災等においては、被災地では今も多くの方々が不便な生活を余儀なくされております。改めて被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

さて、昨今のわが国の経済情勢は、緩やかな景気回復基調が続き、雇用・所得環境が改善している中で、労働市場では有効求人倍率がバブル期並みの水準になるなど、人手不足感が高まっています。一方で、少子高齢化、人口減少の進行により、労働力の確保は今後も継続的な課題となることが見込まれており、労働参加率と労働生産性の向上が、我が国経済の持続的成長のために不可欠とされています。

こうした観点から、政府が推進する働き方改革の実現に向けた施策は一層重要な位置を占めるとともに、働き方改革関連法案については、いずれも社労士の業務に直結する法令改正に繋がるものであり、長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現、雇用形態に問わらない公正な待遇の確保などについて、労務管理の専門家として企業の取り組みを支援し、その実効性を確保するという役割に対して期待が高まっているといえます。

そのような状況の中、社労士制度は、本年創設五十周年を迎えます。

社労士制度は、戦後の復興期を経て、社会経済の進展とともに複雑化する労働社会保険関係法令に通暁し、特に中小企業において適切な労務管理の相談指導を行うことのできる専門家を必要とする社会的な要請を背景に、先達の並々ならぬ情熱とご労苦によって創設されました。

以後、社会情勢の変化に伴う多様な要請に応えるため、8回にわたる法改正を実現し、今日の社労士制度は、このように充実と発展を遂げており、会員の皆様による公正で誠実な業務の積み重ねによって、国民からの信頼を得て、社会的地位の向上が図られているところです。

本年度は、連合会及び都道府県会における記念事業等を通じて、皆様お一人おひとりが、社労士制度の創設期から今日に至る半世紀の間、制度の発展と社労士の地位向上のために尽力された先人をはじめ、関係各方面の方々によるご労苦に思いを馳せ、感謝の念を新たにされるとともに、このような制度の創設の経緯や変遷、また、これまで社労士が果たしてきた使命と役割について、振り返っていただきたいと考えております。

本年度の連合会事業について、まず、働き方改革に関しては、昨年6月5日に理事会において採択した「働き方改革支援宣言」の具体策として開始した「労務診断ドック」の事業を本年度も継続いたしますので、会員の皆様におかれましては、より多くの関与先事業所等で「働き方改革取組宣言」がなされますよう、一層のお力添えをお願い致します。

また、連合会において全国中小企業団体中央会との会長対談を契機に連携強化を図っているところであり、各都道府県会においても、労働局、自治体、地域の経済団体等との協定の締結などにより連携した事業が進展している状況にありますので、貴会におかれましても、地域一体となった働き方改革の推進と支援において、一層、主導的な役割を担っていただきますようお願い致します。

国際化事業については、国際労働機関(ILO)、独立行政法人国際協力機構(JICA)及び厚生労働省等関係機関との連携により、特にインドネシア共和国における社労士制度として「プリサイ」がスタートするとともに、昨年12月には連合会とBPJS雇用(労働保険・年金制度の実施機関)との間で相互の技術協力等にかかる合意書の締結に至るなど、着実に成果が出てきているところです。

社労士会労働紛争解決センター事業については、これまで社労士会ならではの運営により適切で円滑な紛争解決を図り、国民の利便等に資することで、総合労働相談所と相まって多くの実績を積み上げてきたところですが、本年、事業開始から10周年の節目を迎えることから、一層の利用促進が図られるよう施策を実施して参ります。

業務侵害行為の防止対策に関する事業については、社労士法第27条等に違反する業務侵害行為が、労務管理の適正性を損ない、労働者等の重大な権利侵害に繋がり得るものであり、社労士制度の根幹に関わる極めて重要な問題であるという認識のもと、業務侵害行為の恐れのある行為も含め、都道府県会との情報共有の仕組みを強化し、一層厳正に対処して参ります。

電子政府対応に関する事業については、行政手続簡素化・コスト削減の3カ年計画等の内容に鑑み、社労士による電子申請利用割合を向上させるべく、先生方のご協力により電子証明書取得率を現在の約50%から本年度中に80%へと向上させるべく目標を掲げ、手続業務の完全電子化に向けた方策を推進して参ります。

街角の年金相談センター運営に関する事業については、これまでも適切な対面相談の対応と適正な業務運営を重ね、国民からの信頼を得てることから、次年度以降の業務受託についても適切に運営できるのは社労士のみであるという自負のもとに、研修及び指導監査等の事業を一層効果的かつ的確に実施するなどの取組みを進めて参ります。

一方で、規制改革推進会議において、いわゆるシェアード会社が、グループ企業の労働社会保険関係手続を電子申請により行うことが認められないかといった検討がなされたことから、連合会と致しましては、社労士法第27条違反の疑いがあるとともに、労働者等の権利が損なわれる恐れがあるとして、同検討チーム部会長宛に確認文書による申入れを行いました。

その結果、月刊社労士5月号冒頭においてご報告申し上げましたとおり、従来どおり、シェアード会社が、他人の求めに応じ、報酬を得て、社労士法第2条第1項第1号から第2号までに掲げる事務を行うことができない旨が、改めて明確に示されたところです。

また、初めて日本労働組合総連合会(連合)の会長との意見交換を行うとともに、4月には、両団体執行部における意見交換会を開催し、今後の協力関係を確認したところでございます。引き続き、社労士制度に関する関係各団体等との間で、積極的に意思疎通を図り、相互の事業推進等に資する連携を深めて参りたいと考えております。

最後になりますが、貴会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝、ご多幸を心よりご祈念申し上げ、私のお祝いの言葉と致します。

平成29年度事業報告

(平成29年4月1日から平成30年3月31日)

現在、政府は、少子高齢化という最大の壁に立ち向かうために、誰もが活躍できる一億総活躍社会の実現に向けて取り組んでおり、その最大のチャレンジとして、一人ひとりの意思や能力、置かれた事情に応じた多様な働き方の選択を可能とし、働く人の視点に立って行う『働き方改革』を強力に推進しており、その動向が注目されている。

このような状況の中、愛媛県社会保険労務士会（以下「愛媛会」という。）では、行政等との連携を一層強化しながら積極的な事業展開を図るとともに、全国社会保険労務士会連合会（以下「連合会」という。）が採択した「働き方改革支援宣言」の具体的な取り組みである「労務診断ドック」を行った。また、社会保険労務士（以下、「社労士」という。）個々の高い「職業倫理」を保持するため、引き続き職業倫理保持のための取組みにも努めた。

愛媛会は、愛媛県社会保険労務士政治連盟（以下「政治連盟」という。）及び連合会と一層の連携のもと、平成29年度の事業計画に基づき以下のとおり事業を行った。

主な重点事項の事業実施は次のとおりである。

I. 各委員会・各支部の事業

1. 総務委員会

- (1) 年4回発行している会報紙面の充実を図り、迅速、的確な情報提供を行った。また、会報が会員の「集いの広場」的な紙面となることを目指し、より多くの会員から寄稿して頂くよう努力した。
- (2) 社労士制度を広く国民に周知するため、ホームページの充実を図り、最新の情報をアップしてきた。

2. 財務委員会

- 健全な財務運営を行うという観点から、各種財務諸表を精査し、予算執行が適正に行われているかどうかを確認した。

3. 事業委員会

- (1) 広報普及事業について
社労士制度推進月間に各地に相談員を派遣するなど愛媛会主催事業に加えて、みんなの生活展への参加、お仕事フェスタ等の共催等を積極的に推進した。
- (2) アクションプラン（社会貢献事業）について
高等学校での出前事業を6校開催した。
- (3) 行政協力について
労働保険年度更新受付会等に相談員を派遣するとともに、専門業務登録のアンケートを基に、適切に人選し行政協力を行った。

4. 研修委員会

- (1) 倫理研修について
社労士の社会的地位の向上、活動範囲の拡大に伴い、これまで以上に専門家としての職業倫理を徹底していく必要があることから、連合会が作成する教材を使用し、統一した内容により実施した。

(2) 必須研修について

- 会員の求めるニーズを的確に捉えるため、重要度、タイムリードなどを考慮して、専門的な能力を習得するための研修と法改正など行政関係の研修を実施した。

(3) 新人研修について

- 必要な基礎知識習得に止まらず、職業倫理の重要性を認識させるとともに、愛媛会の組織、支部の活動などについての理解を深め、愛媛会・支部が行う諸活動への参加意識を高めるような開業者研修を実施した。

(4) 安全管理研修について

- 働き方改革の柱の一つである「病気治療と仕事の両立支援」を推進するために、事業場で必要となる支援の取組方法について研修を実施した。また、建設現場の知識、労働安全衛生法令、労災事故への対応等建設業の安全管理の要点を理解するための研修を実施した。

(5) 支部研修との連携について

- 各支部研修と愛媛会の研修内容の調整を図りながら、支部が企画する研修事業を積極的に支援した。

(6) メンタリング制度及び自主研修会への補助について

- メンタリング制度を継続して実施し、メンタリング制度利用希望者に対して適切なメンターを紹介し、新入会員の資質の向上、実務能力の向上を図った。また、会員の資質向上のためグループを形成し、研修を行う団体に費用の一部を補助した。

5. 業務監察・広報委員会

(1) 業務監察に関する事業

- ① 社労士法第26条（名称の使用制限）及び第27条（業務の制限）の規定に違反する業務侵害行為の疑義案件に対しては、会員から事情聴取等により情報収集を行い、状況を連合会へ報告し、連携して厳正かつ適切に対処すべく周知を図った。
- ② 社労士（社労士法人の社員を含む）及び事務所職員の名札着用について、引き続き徹底を促し、行政機関等の窓口での非社労士排除プレートの掲示とともに業務侵害の予防を図った。
- ③ 10月の社労士月間において、関係機関及び会員向けの文書を発送して、業務の違反防止と社労士業務の周知を図った。

(2) 広報に関する事業

- ① 社労士制度を広く周知し、国民（一般、事業主、労働者、行政等）にその有用性について理解の促進を図るとともに、社労士業発展のため、様々な角度から効果的な広報事業に取り組んだ。
- ② 愛媛会の事業や活動・行事に関する資料を積極的に報道機関に提供し、マスメディアに取り上げてもらうよう働きかけた。
- ③ 社会保険の算定基礎届、労働保険の年度更新の時期に合わせて、ラジオでのスポットCM、愛媛経済レポート、法人会広報への有料広告を掲載し、社労士活用を促進するように社労士制度のPRに努めた。

④ 10月の社労士制度推進月間の無料相談会に係る愛媛新聞紙上広告、24時間テレビCMや愛媛マラソンプログラムCM等への有料広告の他に、近隣10市町の広報誌等の無料広告を活用して、多方面の広報活動を推進した。

⑤ 10月のお城下リレーマラソン（荒天により中止）と2月の愛媛マラソンに参加し、社労士会員の元気を創出するとともに、ブルゾン、のぼりや鉢巻に愛媛会を表示するなど、スポーツを通じた社労士の健全な知名度アップを図った。

⑥ 12月2日「社労士の日」に合わせて、連合会と連携をとってホームページ等で社労士活用促進等の広報を行った。

⑦ ホームページのタイムリーな更新、積極的な各種情報提供等更なる充実を図った。

6. 各支部

(1) 東予支部

① 支部会員の資質向上への取組みとして研修会を2回行い、支部役員の意見をもとに実務的なテーマを選定することにより、参加者の拡大に努めた。

② 行政との意見交換については、今治年金事務所、新居浜年金事務所と意見交換会を開催し、相互理解と最新の動向の把握に努めた。

③ 支部役員会を開催し、研修会の講師依頼、厚生事業の企画立案を行い、役員全員が協力して運営した。

④ 12月に厚生事業（日帰り旅行）を実施し、会員相互の親睦を深めた。

(2) 中予支部

① 外部環境の変化を踏まえ、実務的なテーマにて研修を2回開催し、支部会員の資質の向上を図るとともに、意思疎通の円滑化に努めた。

② 行政との意見交換会への参加、厚生事業への参加を支部会員に呼びかけることを通じ、会員間のコミュニケーションを密にし、会務への理解と関心及び参加意識の高揚に努めた。

③ 支部研修会のテーマ選定、企画、運営を支部役員が各自責任をもって担当することにより、会務への理解を深めた。

(3) 南予支部

① 会員数の少ない南予支部であるが、法律の改正などに対応した内容の研修事業等を行政の協力を得て行った。また、事務能力の向上を図るため、より多くの会員が参加できるよう実務的な研修を中心として実施した。

② 年金事務所との連絡会議を開催して当面の諸問題について意見交換を行った。また、会員間の親睦を行うための支部会、厚生事業などを実施した。

7. 総合労働相談所

総合労働相談所は、県民の利便性とサービス向上に大きな役割を果たすものであり、相談員の研修等により相談対応の質を高め、一層実績を挙げるための活動を推進した。また、労働紛争解決センター愛媛と相互の連携を図り、あっせんに繋げる体制を整備し、個別労働紛争の未然予防と円満な解決に寄与した。

8. 労働紛争解決センター愛媛

(1) あっせんについて

総合労働相談所との連携に努めた結果、1件のあっせんを受理した。

(2) 研修について

あっせん委員候補者及び総合労働相談所相談員の知識の習得、相談及びあっせん技術の向上を目指して、あっせんの実際を内容とした研修会を開催した。

(3) 広報について

総合労働相談所の相談件数を増やすことが、あっせん件数の増加に繋がるので、総合労働相談所と連携して広報活動を進めた。

II. 行政及び関係団体等との連携に関する事業

(1) 関係行政機関及び労働団体等との意見交換会を積極的に開催し、緊密な協力・支援関係を構築、維持するとともに、愛媛会及び支部が組織的に行政・他団体等に対する対応を積極的に行なった。

(2) 愛媛労働局、四国厚生支局、日本年金機構四国地域部、全国健康保険協会愛媛支部、市町等が実施する各種事業に協力した。

(3) 例年実施している「労働保険年度更新業務」等の行政協力・支援については、関係行政機関と事前に協議を行い、引き続き全面的に協力した。

(4) 年金事務所における「年金相談窓口等の運営業務」を引き続き受託し、年金事務所との信頼関係を向上させた。

(5) 「街角の年金相談センター松山（オフィス）」の利用者の顧客満足の向上と事務処理の質の向上を図り、前年の相談件数を上回るように努めた。

(6) 「専門家派遣・相談等支援事業」を引き続き受託し、社労士業務の拡充への足掛かりにした。

(7) 社労士国家試験及び紛争解決手続代理業務試験等について連合会に協力した。

(8) 政治連盟と連携を密にして、社労士制度の発展のため法制度の改正・整備に努めた。

(9) 愛媛S R 経営労務センターとの連携の緊密化を図り、愛媛会と「車の両輪」として支援した。

III. 愛媛会の組織強化及び会員支援に関する事業

(1) 研修事業の連携を図ることを目的として、支部長、委員長等横の連絡を密にして計画的に実施した。

(2) 国民からの苦情に対応するため、苦情処理相談窓口の適切な運営に努めた。

(3) 正副会長と支部長並びに各委員会委員長との連携を密にし、効率的で実効性ある会務運営を図った。

(4) 事務局組織の見直しを引き続き検討し、事務局体制を整備した。

① 事務局の業務分掌等を再考し、業務範囲・役割・責任体制を明確にした。

② 会員と支部の連絡調整を密にできる体制を推進した。

③ 事務局の業務の効率化、会員支援体制の充実を図った。

(5) 社労士の業務に対する損害賠償請求事件に対処するため「社労士賠償責任保険」への加入の促進を図った。

平成29年度決算報告

貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

財産目録

(平成30年3月31日現在)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	24,447,045	13,036,262	11,410,783
未収会費	432,000	456,000	△ 24,000
未収金	363,320	5,123,462	△ 4,760,142
流動資産合計	25,242,365	18,615,724	6,626,641
2. 固定資産			
(1) 特定資産			
会館維持積立金	13,471,897	12,470,832	1,001,065
記念事業積立金	4,054,281	3,553,979	500,302
特定資産合計	17,526,178	16,024,811	1,501,367
(2) その他固定資産			
建物	40,529,738	41,536,688	△ 1,006,950
什器備品	138,515	66,239	72,276
土地	25,245,000	25,245,000	0
ソフトウエア	1	1	0
その他固定資産合計	65,913,254	66,847,928	△ 934,674
固定資産合計	83,439,432	82,872,739	566,693
資産合計	108,681,797	101,488,463	7,193,334
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	7,021,796	2,084,417	4,937,379
前受会費	312,000	456,000	△ 144,000
預り金	494,960	429,949	65,011
流動負債合計	7,828,756	2,970,366	4,858,390
2. 固定負債			
長期借入金	20,000,000	20,000,000	0
固定負債合計	20,000,000	20,000,000	0
負債合計	27,828,756	22,970,366	4,858,390
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産			
(うち特定資産への充当額)	80,853,041	78,518,097	2,334,944
正味財産合計	(17,526,178)	(16,024,811)	(1,501,367)
負債及び正味財産合計	80,853,041	78,518,097	2,334,944
	108,681,797	101,488,463	7,193,334

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)	現金 預金	手元保管 普通預金 伊予銀行本店 伊予銀行松山駅前 伊予銀行本店 愛媛銀行本町 定期預金 伊予銀行松山駅前	62,543 20,826,844 154,612 155,475,555 171 5,124,506 3,557,658 3,557,658
	未収会費	一般会計	432,000
	未収金	連合会試験事務 専門家派遣・相談等支援事業 開業者研修、必須研修 ゆうちょ謝金	363,320 8,000 355,320
流動資産合計			25,242,365
(固定資産)			
特定資産	会館維持積立金 記念事業積立金	定期預金 愛媛銀行本町 普通預金 伊予銀行松山駅前	13,471,897 13,471,897 4,054,281 4,054,281
その他固定資産	建物 什器備品 土地 ソフトウエア		65,913,254 40,529,738 138,515 25,245,000 1
固定資産合計			83,439,432
資産合計			108,681,797
(流动負債)	未払金 社労士謝金 愛媛労働局 前受会費 預り金 所得税 社会保険料 連合会 市県民税	年金事務所謝金 専門家派遣・相談等支援事業	7,021,796 1,897,290 5,124,506 312,000 494,960 214,898 245,212 34,050 800
流動負債合計			7,828,756
(固定負債)	長期借入金 SRセンター		20,000,000 20,000,000
固定負債合計			20,000,000
負債合計			27,828,756
正味財産			80,853,041

正味財産増減計算書

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	予算額	当年度(イ)	前年度(ロ)	増減(イ・ロ)
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
受取会費	34,806,000	35,056,000	34,750,000	306,000
入会金	750,000	710,000	1,000,000	△ 290,000
会員会費	34,056,000	34,346,000	33,750,000	596,000
事業収益	42,310,548	39,277,577	41,282,310	△ 2,004,733
年金事務所受託収入	24,478,000	27,189,962	25,696,608	1,493,354
鯖の年金課センター(松山・オフィス)受託収入	3,100,000	2,496,059	1,568,955	927,104
試験事務受託収入	100,000	99,774	99,832	△ 58
専門家派遣・相談等支援事業受託収入	12,225,708	7,101,202	8,224,159	△ 1,122,957
ゆうちょ銀行受託収入	1,806,840	1,930,500	1,871,640	58,860
医療労務管理相談コーナー事業受託収入	0	0	3,313,516	△ 3,313,516
協会けんぽ受託収入	600,000	460,080	507,600	△ 47,520
受取負担金	3,286,000	2,083,589	2,791,002	△ 707,413
研修事業負担金	870,000	475,000	878,000	△ 403,000
諸物領布斡旋収入	700,000	409,589	617,002	△ 207,413
東予支部事業負担金	632,000	490,000	528,000	△ 38,000
中予支部事業負担金	570,000	243,000	545,000	△ 302,000
南予支部事業負担金	514,000	466,000	223,000	243,000
受取交付金	14,220,000	13,840,340	14,442,042	△ 601,702
連合会等交付金等収入	1,590,000	1,750,980	1,985,458	△ 234,478
各種団体交付金等収入	12,630,000	12,089,360	12,456,584	△ 367,224
雑収益	275,000	220,547	1,100,837	△ 880,290
受取利息	5,000	1,815	28,718	△ 26,903
雑収入	270,000	218,732	1,072,119	△ 853,387
経常収益計	94,897,548	90,478,053	94,366,191	△ 3,888,138
(2) 経常費用				
1. 連合会支出	7,172,000	7,217,100	7,072,300	144,800
2. 人件費支出	31,512,268	27,214,897	30,931,358	△ 3,716,461
給料手当	16,610,000	15,752,279	15,210,493	541,786
法定福利費	2,600,000	2,306,202	2,353,625	△ 47,423
中退共掛金	400,000	360,000	432,000	△ 72,000
謝金	11,902,268	8,796,416	12,995,240	△ 4,138,824
3. 事業費支出	65,182,280	53,711,112	53,653,712	57,400
研修費	4,650,000	2,668,993	3,135,269	△ 467,176
広報宣伝費	4,204,800	2,069,767	2,180,562	△ 110,795
総合労働相談事業費	1,800,000	1,233,060	1,228,992	4,068
労働紛争解決センター費	1,380,000	311,912	229,850	82,062
労働条件審査費	400,000	0	0	0

科 目	予算額	当年度(イ)	前年度(ロ)	増減(イ・ロ)
会報発行費	870,000	791,482	792,997	△ 1,515
諸物領布斡旋費	600,000	344,997	489,287	△ 144,290
行政等連絡費	200,000	47,720	99,600	△ 51,880
行政協力等費	25,078,000	28,187,165	26,458,335	1,728,830
会員厚生費	500,000	247,910	165,870	82,040
名簿発行費	200,000	194,616	143,100	51,516
会則等整備費	200,000	70,740	120,960	△ 50,220
表彰費	150,000	24,860	0	24,860
東予支部費	1,450,000	993,984	962,488	31,496
中予支部費	2,000,000	1,109,390	1,739,380	△ 629,990
南予支部費	914,000	866,000	623,000	243,000
租税公課	2,700,000	2,758,800	2,346,400	412,400
総会費	1,300,000	1,161,856	1,168,302	△ 6,446
会議費	3,641,000	1,446,880	1,480,720	△ 33,840
地域協議会費	1,500,000	890,032	2,036,123	△ 1,146,091
賃借料	700,000	633,193	628,327	4,866
旅費交通費	929,400	207,104	155,310	51,794
印刷製本費	1,037,600	774,863	974,645	△ 199,782
通信運搬費	1,339,600	990,988	1,069,434	△ 78,446
涉外費	500,000	260,977	218,630	42,347
水道光熱費	600,000	612,428	591,260	21,168
修繕費	300,000	0	0	0
支払利息	400,000	396,000	396,000	0
事務局費	4,513,880	3,335,821	3,095,232	240,589
消耗品費	0	0	540	△ 540
減価償却費	1,124,000	1,080,474	1,123,099	△ 42,625
経常費用計	103,866,548	88,143,109	91,657,370	△ 3,514,261
当期経常増減額	△ 8,969,000	2,334,944	2,708,821	△ 373,877
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	0
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 8,969,000	2,334,944	2,708,821	△ 373,877
一般正味財産期首残高	78,518,097	78,518,097	75,809,276	2,708,821
一般正味財産期末残高	69,549,097	80,853,041	78,518,097	2,334,944
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0
III 正味財産期末残高	69,549,097	80,853,041	78,518,097	2,334,944

正味財産増減計算書内訳表

(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	一般会計	ゆうちょ 年金相談	専門家派遣 相談等支援事業 料	街角の年金 相談センター (オフィス)	合 計	備考 (一般会計)
I 一般正味財産増減の部						
1. 事業活動収支の部						
(1) 事業活動収入						
会費収入	35,056,000	0	0	0	35,056,000	
入会金	710,000	0	0	0	710,000	(注1)
会員会費	34,346,000	0	0	0	34,346,000	(注2)
事業収入	27,749,816	1,930,500	7,101,202	2,496,059	39,277,577	
年金事務受託収入	27,189,962	0	0	0	27,189,962	(注3)
飼育等年金受託収入	0	0	0	2,496,059	2,496,059	
試験事務受託収入	99,774	0	0	0	99,774	(注4)
専門家派遣等支援事業受託収入	0	0	7,101,202	0	7,101,202	
ゆうちょ銀行受託収入	0	1,930,500	0	0	1,930,500	
協会けんぽ受託収入	460,080	0	0	0	460,080	(注5)
負担金収入	2,083,589	0	0	0	2,083,589	
研修事業負担金	475,000	0	0	0	475,000	(注6)
諸物領布斡旋収入	409,589	0	0	0	409,589	
東予支部事業負担金	490,000	0	0	0	490,000	(注7)
中予支部事業負担金	243,000	0	0	0	243,000	(注8)
南予支部事業負担金	466,000	0	0	0	466,000	(注9)
交付金収入	13,840,340	0	0	0	13,840,340	
連合会等交付金等収入	1,750,980	0	0	0	1,750,980	(注10)
各種団体交付金等収入	12,089,360	0	0	0	12,089,360	(注11)
雑収益	220,544	3	0	0	220,547	
受取利息	1,812	3	0	0	1,815	
雑収入	218,732	0	0	0	218,732	(注12)
経常収益計	78,950,289	1,930,503	7,101,202	2,496,059	90,478,053	
(2) 事業活動支出						
1. 連合会支出	7,217,100	0	0	0	7,217,100	(注13)
2. 人件費支出	17,240,781	1,645,052	6,563,364	1,765,700	27,214,897	(注14)
給料手当	14,574,579	60,000	0	1,117,700	15,732,279	
法定福利費	2,306,202	0	0	0	2,306,202	
中退共掛金	360,000	0	0	0	360,000	
謝金	0	1,585,052	6,563,364	648,000	8,796,416	
3. 事業費支出	52,157,464	285,451	537,838	730,359	53,711,112	
研修費	2,636,313	0	0	31,780	2,668,093	(注15)
広報宣伝費	1,810,567	0	0	259,200	2,069,767	(注16)
総合労働相談事業費	1,233,060	0	0	0	1,233,060	
労働紛争解決センター費	311,912	0	0	0	311,912	(注17)
会報発行費	791,482	0	0	0	791,482	(注18)
諸物領布斡旋費	344,997	0	0	0	344,997	
行政等連絡費	47,720	0	0	0	47,720	(注19)

科 目	一般会計	ゆうちょ 年金相談	専門家派遣・ 相談等支援事業 料	街角の年金 相談センター (オフィス)	合 計	備考 (一般会計)
行政協力等費	28,187,165	0	0	0	28,187,165	(注20)
会員厚生費	247,910	0	0	0	247,910	(注21)
名簿発行費	194,616	0	0	0	194,616	
会則等整備費	70,740	0	0	0	70,740	
表彰費	24,860	0	0	0	24,860	
東予支部費	993,984	0	0	0	993,984	(注22)
中予支部費	1,109,390	0	0	0	1,109,390	(注23)
南予支部費	866,000	0	0	0	866,000	(注24)
租税公課	2,758,800	0	0	0	2,758,800	(注25)
総会費	1,161,856	0	0	0	1,161,856	
会議費	1,403,680	0	0	43,200	1,446,880	(注26)
地域協議会費	890,032	0	0	0	890,032	(注27)
賃借料	596,365	0	36,828	0	633,193	(注28)
旅費交通費	152,824	0	38,480	15,800	207,104	
印刷製本費	525,104	3,411	246,348	0	774,863	(注29)
通信運搬費	792,721	0	75,674	122,593	990,988	(注30)
涉外費	260,977	0	0	0	260,977	(注31)
水道光熱費	609,116	3,312	0	0	612,428	
修繕費	0	0	0	0	0	
支払利息	396,000	0	0	0	396,000	(注32)
事務局費	2,658,799	278,728	140,508	257,786	3,335,821	(注33)
消耗品費	0	0	0	0	0	
セミナー開催費	0	0	0	0	0	
減価償却費	1,080,474	0	0	0	1,080,474	(注34)
経常費用計	76,615,345	1,930,503	7,101,202	2,496,059	88,143,109	
評議損益等調整前当期経常増減額	2,334,944	0	0	0	2,334,944	
評議損益等計	0	0	0	0	0	
当期経常増減額	2,334,944	0	0	0	2,334,944	
2. 経常外増減の部						
(1) 経常外収益						
経常外収益計	0	0	0	0	0	
(2) 経常外費用						
経常外費用計	0	0	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	2,334,944	0	0	0	2,334,944	
一般正味財産期首残高	78,518,097	0	0	0	78,518,097	
一般正味財産期末残高	80,853,041	0	0	0	80,853,041	
II 指定正味財産増減の部						
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0	0	
指定正味財産期首残高	0	0	0	0	0	
指定正味財産期末残高	0	0	0	0	0	
III 正味財産期末残高	80,853,041	0	0	0	80,853,041	

平成30年度事業計画

(平成30年4月1日から平成31年3月31日)

現在、我が国は、朝鮮半島の非核化をめぐる米国、北朝鮮の駆け引きや世界的な貿易保護主義の高まりなど、政治、経済にわたって様々な国際的課題に直面している。

国内においては、政府が最重要課題として位置付ける『働き方改革』を推進しているが、その柱となる施策は、女性、介護、病気治療との両立支援など多岐にわたっており、多様な働き方を可能とする改革は正に緒に就いたばかりであり、今後克服すべき課題が山積している状況にある。

このような状況の下、今年は社会保険労務士（以下「社労士」という。）制度創設50周年という節目の年を迎える、愛媛県社会保険労務士会（以下「愛媛会」という。）は、未来に向かって国民一人ひとりが安心して働き暮らすことができる「人を大切にする企業づくり」の支援と「人を大切にする社会」の実現を目指して、愛媛県社会保険労務士政治連盟（以下「政治連盟」という。）及び全国社会保険労務士会連合会（以下「連合会」という。）とより一層連携を図り、国民の負託に応えられるよう、各事業を積極的に推進する。

また、昨今、社労士の信用失墜行為や不適切な情報発信等、職業倫理の徹底をひときわ強く喚起しなければならないような事案が発生しており、社労士一人ひとりの職業倫理への意識が強く問われていることから、今年度も引き続いて、より一層職業倫理と品位保持の取組みを強化し、信頼向上に努める。

以上のことと踏まえ、本年度の事業を次のとおり実施する。

I. 各委員会・各支部の事業

1. 総務委員会

- (1) 年4回発行している会報紙面の充実を図り、迅速、的確な情報提供を行っていくとともに、会員の「集いの広場」的な紙面となるよう、That's学、みかけによ欄、フレッシュ会員広場等できるだけ多くの会員からの寄稿を求めていく。
- (2) 社労士制度を広く国民に周知するため、ホームページの充実を図り、最新の情報をアップする。

2. 財務委員会

組織が健全な活動を続けていく上で、財務管理は全ての活動の基本である。また、組織の将来を考える上においても非常に重要な要素である。全ての活動が適正な基準で執行されているかどうかを精査し、適正な会計管理を行うことにより、会員から信頼される財務体質を確立し、より健全な財務運営を行う。

3. 事業委員会

(1) 社労士制度推進に関する事業

社労士の知名度アップや業務内容のPRを通じた社労士制度の推進を図ることを目的に、業務監察・広報委員会との連携により愛媛会主催の無料相談会（社労士制度推進月間に県下各地で開催）を開催する。

また、育児・介護・疾病の治療等と仕事の両立支援への取組みや、人材の確保・育成対策が重点事項とされる医療・介護・建設・保育業への支援により、社労士の業務領域拡大のための施策を、連合会と連携して検討、実施する。

さらに、労働条件審査、サイバー法人台帳ROBINSを活用した経営労務診断サービスへの取組みを推進するとともに、会員の電子申請の促進による業務効率の向上、SRPⅡ認証制度への取組みを支援することにより会員の情報セキュリティ強化を支援する。

(2) 社会貢献に関する事業

社労士としての社会的貢献を果たすため、昨今社会問題となっているアルバイトの労働条件に関するトラブルの未然防止に資することを目的の一つとして、高校生等を対象に数年にわたって継続して実施している労働・社会保険等に関する出前授業を本年度も10校を目標に実施する。

また、日本年金機構又は街角の年金相談センターで相談業務を行う相談員を養成するための年金マスター研修、及び、年金相談業務委託社労士の資質向上のための研修会開催を通じ、わが国の年金制度の維持発展に貢献する人材を育成する。

(3) 行政機関等への協力に関する事業

労働保険年度更新受付会への相談員派遣要請等行政機関から協力要請があった際には、積極的に要請に応じ、相談員を派遣、行政の円滑な運営に協力する。

また、行政機関等が企画する事業への共催・後援の依頼（みんなの生活展〈松山市〉、お仕事フェスタ〈河原学園〉等）があった際には、当該事業の目的・趣旨を考慮の上、相談員・講師を派遣し、行政機関等の事業の成功に協力する。

なお、相談員・講師の人選に際しては、専門業務登録アンケートを基に、適切な人選を行う。

(4) 50周年記念事業

平成30年12月に予定されている連合会主催の記念式典成功に向けての協力、愛媛会主催の記念事業を企画、実行する。

4. 研修委員会

連合会の研修実施計画に基づき、重点的に実施すべき研修を含め、下記の内容にて開催実施する。

(1) 「雇用の多様化への対応」についての研修

雇用の多様化への対応が求められている経済的・社会的背景から、企業を支援するために専門性向上の研修を実施する。また、顧客対応やコミュニケーション能力向上のための教育として、人間力を向上させるための研修を実施し、資質の向上を図るものとする。

(2) 倫理研修について

社労士の社会的地位の向上、活動範囲の拡大に伴い専門家としての職業倫理を徹底していくために、会員が5年に1回受講すべき研修であり、該当する会員の受講率を向上させるよう努める。

(3) 新人研修について

新規開業者を対象とした開業者としての必要な知識、手法に関する研修と、新規入会者に対して社労士としての必要な基礎知識に関する研修を、連合会で発行するテキスト等をもとに、主に顧客対応、職業倫理、社労士会としての取り組みなどについて、該当者を招集して年1回実施する。

(4) メンタリング制度の実施について

新入会員の資質の向上、実務能力の向上を図るため、メンタリング制度を実施する。また、利用者と共に、メンタリング制度の周知を図る。

(5) 分野別研修

ア. 法令研修
各種法令等の制定・改正等に伴い、社労士業務に関する必要な知識を習得するため、法令の制定・改正の時期に合わせて行なう。

イ. 3号業務研修

労務管理に関する相談・指導に関する知識・技術の向上を図ること及び1・2号から3号までの横断的な労務管理等に関する知識・技術の向上を図るための研修を行う。

5. 業務監察・広報委員会

(1) 業務監察に関する事業

① 社労士法第26条（名称の使用制限）及び第27条（業務の制限）の規定に違反する業務侵害行為に対しては、常に情報収集を行い、連合会と連携し、違反が判明したときは法的手段を含め厳正かつ適切に対処する。

② 社労士（社労士法人の社員を含む）及び事務所職員の名札着用について、引き続き徹底を促し、行政機関等の窓口での非社労士排除プレートの掲示とともに業務侵害の予防効果を高める。

③ 10月の社労士月間において、関係機関及び会員向けの文書を発送して、業務の違反防止と社労士業務の周知を図る。

(2) 広報に関する事業

① 社労士制度を広く周知し、国民（一般、事業主、労働者、行政等）にその有用性について理解の促進を図るとともに、社労士業発展のため、様々な角度から効果的な広報事業に取り組む。

② 愛媛会の事業や活動・行事に関する資料を積極的に報道機関に提供し、マスメディアに取り上げてもらうよう働きかける。

③ 社会保険の算定基礎届、労働保険の年度更新の時期に合わせて、ラジオでのスポットCM、愛媛経済レポート、法人会広報等への広告を掲載し、社労士制度のPRに努め社労士活用を促進する。

④ 10月の社労士制度推進月間の無料相談会に係る広報として、愛媛新聞等への有料広告の他に、無料の近隣市町の広報誌等を活用して、多方面の広報活動を推進する。

⑤ 10月のお城下リレーマラソンと2月の愛媛マラソンに参加し、愛媛会会員の元気を創出するとともに、ブルゾン、のぼりや鉢巻に愛媛会を表示するなど、スポーツを通じた広報で社労士の健全な知名度アップを図る。

⑥ 今年度の社労士制度50周年に向けた継続的かつ効果的な広報事業を推進する。

⑦ ホームページにおいて、社労士の広報としてのタイムリーな更新、積極的な各種情報提供等更なる充実を図る。

6. 各支部

(1) 東予支部

① 会員の資質や知識を向上させるため、実務に即した研修会を企画し、年2回開催する。

② 行政機関との意見交換会を開催し、情報交流及び連携強化に努める。

③ 支部幹事会を4回開催し、研修会等支部事業の企画立案・運営に努めるとともに、会員の支部事業への参加率の向上を図る。

④ 参加しやすい厚生事業を企画し、会員相互の親睦を深めるための環境づくりを行う。

(2) 中予支部

① 外部環境の変化を踏まえ、実務に有益な研修をタイムリーに行い、支部会員の資質の向上を図る。

- 支部研修会を2回開催し、テーマは愛媛会研修委員会の方針に則り、実務的で事務能力の向上に資するものを選定する。
- 支部研修会の講師は原則として行政担当者に依頼するとともに、行政との意見交換会を開催することにより意思疎通の円滑化に努める。
- ② 支部会員間のコミュニケーションを密にし、会務への理解と関心及び参加意識の高揚を図る。
 - 入会歴が浅い会員を多く抱える中予支部の特性を踏まえ、ベテラン、新入会員ともに参加しやすい、より多くの会員に参加してもらえる厚生事業を企画する。
 - 厚生事業及び行政との意見交換会への参加を会員に呼びかけ、会員相互の交流を支援する。
- ③ 支部研修会のテーマ選定、企画、運営を積極的に支部役員が責任をもって担当することを通じ、将来的に愛媛会の運営を担う人材を育成する。
- (3) 南予支部

変化の激しい社会環境に対応し、支部会員の資質と知識の向上のために、主に実務に対応した支部独自の研修を行うとともに、親睦を図るための各事業を行う。

労働基準関係、雇用保険関係、社会保険関係の研修を各行政機関の協力を得て開催する。

行政担当者との意見交換会を開催し、円滑な意思疎通を図る。

会員間の福利厚生のための厚生事業と情報交換のための親睦会を開催する。

優良企業の経営者を招いての勉強会を行う。

各事業にできるかぎり多くの会員が参加できるよう工夫に努める。
- 7. 総合労働相談所

総合労働相談所は、労働問題に関するあらゆる分野についての相談に応じ、県民の利便性とサービス向上に大きな役割を果たすものである。相談員個々の相談対応の質の維持向上のため、研修会等を実施し、一層実績を挙げるための活動を推進する。また、「労働紛争解決センター愛媛」と相互の連携を図り、あっせんにつなげる体制を整備し、個別労働紛争の未然予防と円満な解決に寄与する。
- 8. 労働紛争解決センター愛媛
 - (1) 総合労働相談所との連携の強化及び積極的な広報活動を行い、あっせん申立て件数の増加を目指す。
 - (2) あっせん委員候補者研修により、あっせん技法のスキルアップを図るとともに、総合労働相談所との合同研修会を開催し、具体的なあっせん事案の検討を行い、あっせん手続きに関する知識、技能についての理解を深める。

II. 行政及び関係団体等との連携に関する事業

- (1) 関係行政機関及び労働団体等との意見交換会を積極的に開催し、緊密な協力・支援関係を構築、維持するとともに、愛媛会及び支部が組織的に行政・他団体等に対する対応を積極的に行う。
- (2) 愛媛労働局、四国厚生支局、日本年金機構四国地域部、全国健康保険協会愛媛支部、市町等が実施する各種事業に協力する。
- (3) 例年実施している「労働保険年度更新業務」等の行政協力・支援については、関係行政機関と事前に協議を行い、引き続き全面的に協力をする。
- (4) 年金事務所における「年金相談窓口等の運営業務」を引き続き受託し、年金事務所との信頼関係を向上させる。
- (5) 「街角の年金相談センター松山（オフィス）」の利用者の顧客満足の向上と事務処理の質の向上を図り、前年の相談件数を上回るように努める。
- (6) 社労士国家試験及び紛争解決手続代理業務試験等について連合会に協力する。
- (7) 政治連盟と連携を密にして、社労士制度の発展のため法制度の改正・整備に努める。
- (8) 愛媛S R経営労務センターとの連携の緊密化を図り、愛媛会と「車の両輪」として支援する。

III. 愛媛会の組織強化及び会員支援に関する事業

- (1) 研修事業の連携を図ることを目的として、支部長、委員長等横の連絡を密にして計画的に実施する。
- (2) 国民からの苦情に対応するため、苦情処理相談窓口の適切な運営に努める。
- (3) 正副会長と支部長並びに各委員会委員長との連携を密にし、効率的で実効性ある会務運営を図る。
- (4) 事務局組織の見直しを引き続き検討し、事務局体制を整備する。
 - ①事務局の業務分掌等を再考し、業務範囲・役割・責任体制を明確にする。
 - ②会員と支部の連絡調整を密にできる体制を推進する。
 - ③事務局の業務の効率化、会員支援体制の充実を図る。
- (5) 社労士の業務に対する損害賠償請求事件に対処するため「社労士賠償責任保険」への加入の促進を図る。

平成30年度収入支出予算

(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	一般会計	ゆうちょ 年金相談	街角の年金 相談センター (オフィス)	合 計
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
会費収入	35,790,000	0	0	35,790,000
入会金	750,000	0	0	750,000
会員会費	35,040,000	0	0	35,040,000
事業収入	24,240,000	262,440	3,000,000	27,502,440
年金事務所受託収入	23,540,000	0	0	23,540,000
勤労年金課シテ仙(オフィス)受託収入	0	0	3,000,000	3,000,000
試験事務受託収入	100,000	0	0	100,000
ゆうちょ銀行受託収入	0	262,440	0	262,440
協会けんぽ受託収入	600,000	0	0	600,000
負担金収入	3,246,000	0	0	3,246,000
研修事業負担金	830,000	0	0	830,000
諸物領布斡旋収入	700,000	0	0	700,000
東予支部事業負担金	632,000	0	0	632,000
中予支部事業負担金	570,000	0	0	570,000
南予支部事業負担金	514,000	0	0	514,000
交付金収入	14,220,000	0	0	14,220,000
連合会等交付金等収入	1,590,000	0	0	1,590,000
各種団体交付金等収入	12,630,000	0	0	12,630,000
雑収入	275,000	0	0	275,000
受取利息	5,000	0	0	5,000
雑収入	270,000	0	0	270,000
事業活動収入計	77,771,000	262,440	3,000,000	81,033,440
2. 事業活動支出				
連合会支出	7,374,000	0	0	7,374,000
人件費支出	17,907,000	200,000	1,648,000	19,755,000
給料手当	15,107,000	0	1,000,000	16,107,000
法定福利費	2,500,000	0	0	2,500,000
中退共掛金	300,000	0	0	300,000
謝金	0	200,000	648,000	848,000
事業費支出	58,233,000	62,440	1,352,000	59,647,440
研修費	4,250,000	0	110,000	4,360,000
広報宣伝費	2,230,000	0	500,000	2,730,000
総合労働相談事業費	1,800,000	0	0	1,800,000
労働紛争解決センター費	1,380,000	0	0	1,380,000
労働条件審査費	100,000	0	0	100,000
成年後見制度事業費	0	0	0	0
会報発行費	870,000	0	0	870,000
諸物領布斡旋費	600,000	0	0	600,000
行政等連絡費	200,000	0	0	200,000
行政協力等費	24,140,000	0	0	24,140,000
会員厚生費	500,000	0	0	500,000
名簿発行費	200,000	0	0	200,000
会則等整備費	200,000	0	0	200,000
表彰費	150,000	0	0	150,000

科 目	一般会計	ゆうちょ 年金相談	街角の年金 相談センター (オフィス)	合 計
東予支部費	1,450,000	0	0	1,450,000
中予支部費	2,000,000	0	0	2,000,000
南予支部費	914,000	0	0	914,000
租税公課	2,233,000	0	0	2,233,000
給食費	1,300,000	0	0	1,300,000
会議費	3,506,000	0	200,000	3,706,000
地域協議会費	1,500,000	0	0	1,500,000
賃借料	700,000	0	0	700,000
旅費交通費	500,000	0	100,000	600,000
印刷製本費	800,000	0	0	800,000
通信運搬費	1,200,000	0	150,000	1,350,000
涉外費	500,000	0	0	500,000
水道光熱費	600,000	0	0	600,000
修繕費	300,000	0	0	300,000
支払利息	110,000	0	0	110,000
事務局費	3,000,000	62,440	292,000	3,354,440
消耗品費	0	0	0	0
記念事業費	1,000,000	0	0	1,000,000
予備費	2,500,000	0	0	2,500,000
事業活動支出計	86,014,000	262,440	3,000,000	89,276,440
事業活動収支差額	△ 8243,000	0	0	△ 8243,000
II 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
投資活動収入計	0	0	0	0
2. 投資活動支出				
特定資産取得支出	1,000,000	0	0	1,000,000
会館維持積立金	1,000,000	0	0	1,000,000
記念事業積立金	0	0	0	0
固定資産取得支出	500,000	0	0	500,000
什器備品	500,000	0	0	500,000
投資活動支出計	1,500,000	0	0	1,500,000
投資活動収支差額	△ 1,500,000	0	0	△ 1,500,000
III 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	0
2. 財務活動支出				
借入金返済支出	2,120,000			2,120,000
財務活動支出計	2,120,000	0	0	2,120,000
財務活動収支差額	△ 2,120,000	0	0	△ 2,120,000
当期収支差額	△ 11,863,000	0	0	△ 11,863,000
前期繰越収支差額	17,413,609	0	0	17,413,609
次期繰越収支差額	5,550,609	0	0	5,550,609

平成30年度収入支出予算

(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

一般会計

(単位:円)

科 目	予算額	前年度予算額	増 減	備 考
I 事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
会費収入	35,790,000	34,806,000	984,000	
入会金	750,000	750,000	0	(注1)
会員会費	35,040,000	34,056,000	984,000	(注2)
事業収入	24,240,000	25,178,000	△ 938,000	
年金事務所受託収入	23,540,000	24,478,000	△ 938,000	(注3)
試験事務受託収入	100,000	100,000	0	(注4)
協会けんぽ受託収入	600,000	600,000	0	(注5)
負担金収入	3,246,000	3,286,000	△ 40,000	
研修事業負担金	830,000	870,000	△ 40,000	(注6)
諸物頒布斡旋収入	700,000	700,000	0	
東予支部事業負担金	632,000	632,000	0	(注7)
中予支部事業負担金	570,000	570,000	0	(注8)
南予支部事業負担金	514,000	514,000	0	(注9)
交付金収入	14,220,000	14,220,000	0	
連合会等交付金等収入	1,590,000	1,590,000	0	(注10)
各種団体交付金等収入	12,630,000	12,630,000	0	(注11)
雑収入	275,000	275,000	0	
受取利息	5,000	5,000	0	
雑収入	270,000	270,000	0	(注12)
事業活動収入計	77,771,000	77,765,000	6,000	
2. 事業活動支出				
連合会支出	7,374,000	7,172,000	202,000	(注13)
人件費支出	17,907,000	19,100,000	△ 1,193,000	(注14)
給料手当	15,107,000	16,100,000	△ 933,000	
法定福利費	2,500,000	2,600,000	△ 100,000	
中退会員金	300,000	400,000	△ 100,000	
事業費支出	58,233,000	59,338,000	△ 1,105,000	
研修費	4,250,000	4,300,000	△ 50,000	(注15)
広報宣伝費	2,230,000	2,405,000	△ 175,000	(注16)
総合労働相談事業費	1,800,000	1,800,000	0	
労働紛争解決センター費	1,380,000	1,380,000	0	
労働条件審査費	100,000	400,000	△ 300,000	
成年後見制度事業費	0	0	0	
会報発行費	870,000	870,000	0	(注17)
諸物頒布斡旋費	600,000	600,000	0	
行政等連絡費	200,000	200,000	0	(注18)
行政協力等費	24,140,000	25,078,000	△ 938,000	(注19)
会員厚生費	500,000	500,000	0	(注20)
名簿発行費	200,000	200,000	0	
会則等整備費	200,000	200,000	0	
表彰費	150,000	150,000	0	

科 目	予算額	前年度予算額	増 減	備 考
東予支部費	1,450,000	1,450,000	0	(注21)
中予支部費	2,000,000	2,000,000	0	(注22)
南予支部費	914,000	914,000	0	(注23)
租税公課	2,233,000	2,700,000	△ 467,000	(注24)
総会費	1,300,000	1,300,000	0	
会議費	3,506,000	3,391,000	115,000	(注25)
地域協議会費	1,500,000	1,500,000	0	(注26)
賃借料	700,000	700,000	0	(注27)
旅費交通費	500,000	500,000	0	
印刷製本費	800,000	800,000	0	(注28)
通信運搬費	1,200,000	1,200,000	0	(注29)
涉外費	500,000	500,000	0	(注30)
水道光熱費	600,000	600,000	0	
修繕費	300,000	300,000	0	(注31)
支払利息	110,000	400,000	△ 290,000	(注32)
事務局費	3,000,000	3,000,000	0	(注33)
記念事業費	1,000,000	0	1,000,000	
予備費 (総支出83,514,000 × 3% = 2,505,420)	2,500,000	2,500,000	0	
事業活動支出計	86,014,000	88,110,000	△ 2,096,000	
事業活動収支差額	△ 8,243,000	△ 10,345,000	2,102,000	
II 投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
投資活動収入計	0	0	0	
2. 投資活動支出				
特定資産取得支出	1,000,000	1,500,000	△ 500,000	
会館維持積立金	1,000,000	1,000,000	0	
記念事業積立金	0	500,000	△ 500,000	
固定資産取得支出	500,000	500,000	0	
什器備品	500,000	500,000	0	
投資活動支出計	1,500,000	2,000,000	△ 500,000	
投資活動収支差額	△ 1,500,000	△ 2,000,000	500,000	
III 財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	
2. 財務活動支出				
借入金返済支出	2,120,000	2,120,000	0	(注34)
財務活動支出計	2,120,000	0	2,120,000	
財務活動収支差額	△ 2,120,000	0	△ 2,120,000	
当期収支差額	△ 11,863,000	△ 12,345,000	482,000	
前期繰越収支差額	17,413,609	15,645,358	1,768,251	
次期繰越収支差額	5,550,609	3,300,358	2,250,251	

理事会だより**〔常任理事会〕**

※平成30年5月11日(金) 県会事務局会議室において、第84回常任理事会を開催した。

- 1 平成30年度通常総会の議案書について
- 2 平成30年度通常総会の役割分担について
- 3 各委員会・支部報告

〔理事会〕

※平成30年4月19日(木) 県会事務局に会議室において、第240回理事会を開催した。

- 1 50周年記念事業実行委員会について
- 2 第68回社会を明るくする運動愛媛県推進委員の就任等について
- 3 愛媛社会保険協会における役員(評議員)の推薦について
- 4 会費未納者への対応について

※平成30年5月11日(金) 県会事務局会議室において、第241回理事会を開催した。

- 1 平成30年度通常総会の議案書について
- 2 平成30年度通常総会の役割分担について
- 3 各委員会・支部報告

委員会だより**〔総務委員会〕**

※平成30年6月1日(金) 県会事務局会議室において、開催した。

- 1 会報(7月号)について

〔財務委員会〕

※平成30年5月10日(木) 県会事務局会議室において、開催した。

- 1 平成29年度決算報告及び平成30年度予算収入支出予算(案)
- 2 政治連盟: 平成29年度決算報告及び平成30年度予算収入支出予算(案)
- 3 SRセンターからの借入金の返済について

〔事業委員会〕

※平成30年4月25日(水) 県会事務局会議室において、開催した。

- 1 平成30年度労働保険年度更新業務に係る臨時労働保険指導員候補者の推薦について

〔研修委員会〕

※平成30年4月23日(月) 県会事務局会議室において、開催した。

- 1 平成30年度の研修日程について
- 2 安全管理研修会(工場見学)について

※平成30年5月28日(月) 県会事務局会議室において、開催した。

- 1 安全管理研修(工場見学)について
- 2 10月18日働き方改革(育児介護両立)研修について

〔支部だより〕**〔東予支部〕**

※平成30年4月12日(木) 東予支部役員会を開催した。

場 所 奥茶ルピア

内 容

- 1 平成30年の社会保険関係研修会のテーマについて

※平成30年5月24日(木) 東予支部社会保険関係研修会(今治ブロック)を開催した。

場 所 今治国際ホテル

内 容

- 1 平成30年度算定基礎届の作成要領及注意点と、マイナンバー導入による書式の変更に伴う各種届け出について
- 2 受給年齢の変遷による遺族年金額の推移について
- 3 マイナンバーを使っての被扶養者資格再確認業務について
- 4 高齢・障害助成金等の変更点について

※平成30年5月25日(金) 東予支部社会保険関係研修会(新居浜ブロック)を開催した。

場 所 レイクグラツツエふじ

内 容

- 1 平成30年度算定基礎届の作成要領及注意点と、マイナンバー導入による書式の変更に伴う各種届け出について
- 2 受給年齢の変遷による遺族年金額の推移について
- 3 マイナンバーを使っての被扶養者資格再確認業務について
- 4 高齢・障害助成金等の変更点について

〔中予支部〕

※平成30年4月13日(金) 中予支部役員会を開催した。

場 所 県会事務局会議室

内 容

- 1 5月18日中予支部研修会について

※平成30年5月18日(金) 中予支部会・研修会を開催した。

場 所 ホテルマイステイズ松山

内 容

支部会

- 1 平成29年度支部事業報告
- 2 平成30年度支部事業計画・予算の報告
- 3 新入会員紹介
- 4 職業倫理及び社労士業務(提出代行、事務代理、委任状)について

研修会

- 1 年度更新の留意点について
- 2 平成30年度の高齢・障害関係助成金について
- 3 算定基礎届及び届出新様式における留意点について
- 4 被扶養者資格の再確認及びマイナンバー収集事業について
- 5 産業雇用安定センターの概要

〔南予支部〕

※平成30年5月25日(金) 南予支部会を開催した。

場 所 大洲市 ホテルウェストリバー・にし川

※平成30年5月30日(水) 南予支部算定基礎届等研修会を開催した。

場 所 宇和島市 JRホテルクレメント宇和島

内 容

- 1 算定基礎届業務及びマイナンバーの取り扱いについて
- 2 被扶養者資格再確認業務について
- 3 高齢・障害・求職者雇用支援制度について
- 4 産業雇用安定センター業務について



一国一城の主

東予支部 檜 垣 昌 恵



社会保険労務士のオシゴトらしきものに出会ったのは新卒で入社後、1年が経とうとしたころ、「サブロクキヨウテイを出してきて」先輩からの一言でした。

36協定が何なのか意味も分からず、また興味もなく、言われたままに提出していました。ただ“サブロクキヨウテイ”という言葉の響きがかっこよく思えてずっと記憶に残っていました。

36協定の意味を知ったのは、あれから10年後、社会保険労務士の勉強を始めたころのことです。

資格取得を目指すきっかけとなったのは、母の友人が社会保険労務士をされていたことです。女性で、あの年齢で、現役でイキイキと働かれている姿に憧れました。生涯現役で社会から必要とされる生き方はとてもステキだと思いました。

私が合格する前に引退されましたので、ご一緒させていただく機会がなかったことが残念です。

初めての受験。緊張のせいかあまりよく眠れず、軽い頭痛がありましたが、試験に挑みました。結果は、みごと不合格。なんとなく予想はしていたので、翌日からすぐに勉強を再開。

そして1年後、2度目の挑戦。結果は不合格。なんとなく予想はしていたので、翌日からすぐに……

・ ・ ・ ・ 中 略 ・ ・ ・ ・

平成27年、合格！念願の資格を手にしたのでした。

平成28年1月“その他”登録し、様々な研修に参加させていただきました。

そして、平成29年1月開業いたしました。今治地場産業振興センター内に小さいながらもお城を構え晴れて一国一城の主となりました。

初めはガランと粧風景なお城でしたが、今では書棚が増え、シュレッダー、プリンター、癒しの観葉植物、バリイさん、蛇の抜け殻、椿さんの熊手・・・ずいぶん賑やかになりました。少しづつですが仕事の依頼も増えてきました。ありがたいことです。

開業から1年半、わからないこと不安に思うことが沢山ありますが、良い出会いに恵まれ、諸先輩方にご指導をいただきながら、日々奮闘しています。学ぶことが多く、奥深いこの仕事にますます魅力を感じています。

いつ、だれと出会うかでその後の人生が大きく変わるものです。これまでの出会いに感謝、これからのお出会いにワクワクしながら今日もお城に出勤します。

歳男の記事

中予支部 山 口 章

こんにちは、山口章と申します。いきなり「歳男なんで記事を書いてください」と言われ、何を書こうかと途方に暮れながら、筆を取ってます(笑)

私は平成20年の9月に社会保険労務士として登録をし、今年の9月でちょうど10年目を迎えることになります。開業した10年前は、諸先輩方に夜の街に連れて行っていただきながら、昼間は必死で営業活動をしていました。今だから言えますが、開業当初は「社会保険労務士なんてマイナーな資格(失礼)で、食べていけるの?」なんてことを周りの方からよく言われていました。生来、天の邪鬼な性格の私、そう言われると言われるほど「コイツら絶対に見返しちゃるけん」で感じで燃えていました。そのお陰もあったのか、諸先輩方のご指導もいただきつつ、何とか仕事の方は順調に進めていくことができました。

順調だったのは仕事の方だけでなく、健康面もかなり順調になりました。というのも、社会保険労務士になってないと絶対にやらなかったことがあります。それが「マラソン」。

私の開業当初の事務所は本町6丁目でした。その事務所の前の国道が、あの「愛媛マラソン」のコースだったんです。当時は日曜日も休みなく働いていました。そんな2月のある日曜日、いつものよう仕事をしていると、前の道が騒がしい・・・。何かと思って出てみると、なんと愛媛マラソン開催中でした。当時は、マラソンなんかまったく興味なし。「わざわざ何十キロも走るなんて、頭おかしいんじゃない?」とも思ってました(笑)

そう思いつつも、雨の中、足を引きずりながら必死でゴールに向けて走ってる人を見ているうちに、少しづつ感動。気がつくと「頑張れ~!もう少しでゴールよ!」と応援してました。で、しばらく応援をしていると見覚えのある男性が・・・なんと!当時の愛媛県社会保険労務士会会長の上甲先生でした。思わず「上甲先生、頑張ってください~!」と声を掛けたところ、「おお~!」と元気な声が返ってきました。この上甲先生に掛けた「一声」がその後の私の人生を大きく変えることになりました。

その数日後、上甲先生から愛媛マラソンを走った人、応援した人の打ち上げ会に呼んでいただきました。で、なぜかその場で「山口も、来年の愛媛マラソンは走るよな?」と上甲先生の太い声で押し切られ、思わず「はい!」と言ってしまったのが運の尽き・・・その後はご存知の通り、どっぷりとマラソンに浸かっております(笑)

社会保険労務士になって、上甲先生をはじめ多くの方との出逢いにより、私の人生は大きく変わりました。今年は社会保険労務士開業10年目であると共に歳男という節目の1年。さらに精進しながら頑張っていきますので、宜しくお願ひ申し上げます。



平成29年度 開業者・新入会員研修会内容とアンケート結果

平成30年3月14日午後1時から午後5時30分まで、県会3階会議室において、平成29年度に開業・新入会員の方々19名を対象に研修会を開催しました。その後午後6時からは懇親会を開催しました。

研修内容については、以下の通りです。

1. 本会成川献次副会長から、社会保険労務士制度と体験談について、
 - ①社労士とは（社労士の権利義務、社労士の権利擁護等）
 - ②受託事業所の開拓方法（広告について等）
 - ③開業体験について
2. 東予支部の田坂信雄会員から業務契約の締結等について
 - ①業務契約の締結
 - ②事務所開設の準備（開業の準備、事務所開設に必要な諸帳簿と備品）
 - ③受託の留意点と受付（処理）表の書き方
 - ④17条付記について
 - ⑤事務代理と事務代行の違い
3. 研修委員の上川謙吾会員から電子申請について
 - ①電子申請について
 - ②入退社連絡票など実務でおすすめ書類の紹介
 - ③連合会のe-ラーニングについて
 - ④社労士自身の福利厚生と情報流出とSRP

今回、こうした研修会の後、アンケートを取りまとめましたので、その結果を以下の通りご報告します。

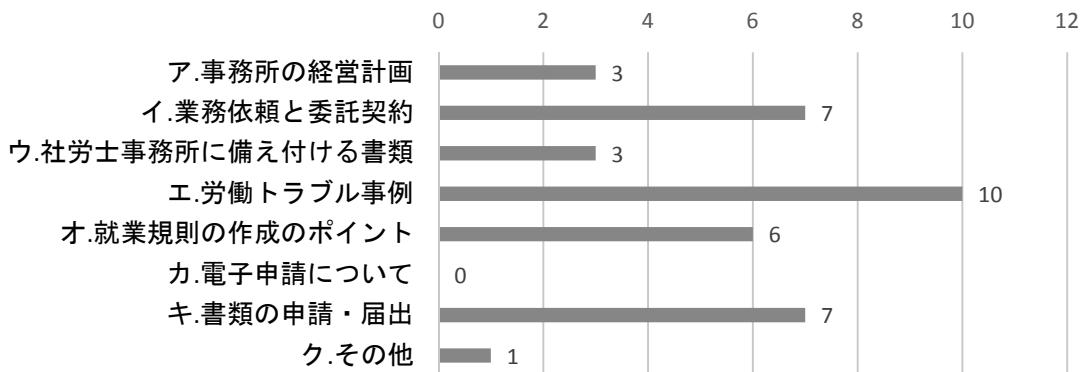
問い合わせ 研修テーマはいかがでしたか

良い	16
普通	2
悪い	0
無回答	1



問い合わせ この中からあなたが関心のある項目を選択して下さい

また、その理由を簡潔にお教えください（複数回答あり、無回答2名）



【理由】

- ・情報が少ない（ア・イ・オに回答）
- ・これから事務所を整えていくので最初から基本的なことを教えてほしい（ア・ウ・キに回答）
- ・自分で分かっているつもりでも、分かっていない部分があるかもしれない（イ・エ・オに回答）
- ・登録後日が浅く全てに疎く業務に関する基本的事項を学びたいため（イ・オ・キに回答）
- ・作成・備付 必須の帳票類についてトラブルのない委託契約書内容のアドバイス（イ・ウに回答）
- ・様々な場面のトラブルがあると思うので、いろいろな事例を知っておきたいです（エに回答）
- ・今後、業務（相談業務）で対応するにあたり、事例をたくさん知り、事前の予備知識として吸収したいです（エに回答）
- ・勤務の時期含めて、審査請求、再審査請求経験はないので関心があります（エ・キ・クに回答）
- ・実務に触れる機会が少ないため、より、実務的な内容に関わりたいため（エ・オ・キに回答）
- ・各種書類の作成、申請・届出について、特殊なケースについて実例を交えた話を伺いたいと思います（キに回答）
- ・離職票の書き方、保険給付の申請書の書き方、など（実務経験がほとんどない）（キに回答）
- ・届出の仕事が現状多いから。書類作成→提出の一連の流れにまだ不安があるから（キに回答）

問い合わせ3 今回の研修で参考になったことをできるだけ具体的にお書きください

- 今まで何気なくしていたことの意味が分かったりし、参考になりました
- 全部良かった。電子申請大変具体的で良かったです ●田坂先生の職業倫理の講義、社労士とは
- お客様に接するスタンス等参考になった ●すべて参考になりました ●講師の話す内容が
良かった ●形式的な話ではなく、実体験を交えながらのお話でしたので参考になりました
- 今までの社労士業務において、大事に考えてきたことが間違ってなかったことがわかり、今後の
勉学にも励んでいきたいと思う ●社労士の本来業務についての話、社労士の品位についての
話、社労士の質についての話 ●テキストやマニュアルにはない話を聞けてよかったです
- 田坂先生の経験に基づいたお話、成川先生の素晴らしいお話 ●三者間による契約について、
受託事業所の開拓方法 ●社労士としての基本的認識を改めて強く自覚できたこと
- 受託事業所の開拓方法について。人脈づくりの重要性を痛感しました（自分の得意とする分野が
限定的すぎて、ますます自信をなくしていたので）

問い合わせ4 その他研修内容についてのご希望、ご意見等があればご記入ください

- 体験談とか聞いてみたいです
- 年金の研修がありますと助かります
- 金額等の具体的な話を聞けたらもっと入ってきたかもしれません、その話にでもないと思いますが

開業者・新入会員研修会に参加して

中予支部 高 橋 誠



平成30年3月14日(水)、県会3階会議室において開催された開業者・新入会員研修会に参加させていただきました。1月に開業登録をしてから県会主催の研修に参加するのは初めてのことでしたので少し緊張もありましたが、まだまだ経験不足の私には研修で行われる全てのことが勉強になるので楽しみでもありました。

まず、県会副会長の成川先生から社労士の権利義務、権利擁護、受託事業所の開拓方法等についてご講演いただきました。開業して間もない私としては、受託事業所の開拓方法は日頃から考えていることであり、諸先輩方がどのように開拓されていったのかはすごく興味がありました。最も効率よく成果が上がるには顧問先等からの紹介だということでしたが、紹介していただくために人間関係の構築はもちろん、何か一つ自分が強い分野を作ることが大事だと仰っていました。社労士の専門分野は幅広く、数多くの法律に精通していなければなりませんが、その中で自分がどの分野が強いか考えたとき、正直なところ自信をもってこれが強いと言える分野が思いつきませんでした。今後、最低限の知識を持つことはもちろんですが誰にも負けない分野を作り、新規顧客の獲得に繋げていけるよう精進していきたいと思います。

次に、東予支部の田坂先生から業務契約の締結、事務所開設の準備、受託の留意点等についてご講演いただきました。ご講演を聞き終わり、研修の内容とは関係ないのですが、まずお話の上手さに感嘆いたしました。1時間ほどの時間の中で、資料を使うことなくお話されていたのですが、時折、労働基準監督署とのやり取りなど実体験を交え、資料がなくてもその場の情景をイメージでき、頭に入っつきやすかったです。

また、経験豊富な先生の実体験は、今後、同じ場面や似たような場面に遭遇したときに、参考になりますのすごく助かります。研修の内容自体ももちろん勉強になりましたが、自分の知識や情報を分かりやすく伝えるためのトクスキルの重要さもあらためて実感いたしました。

最後に、研修委員の上川先生から電子申請等についてご講演いただきました。私はまだ電子申請を利用していないのですが、今後、業務を拡大していくためには必要だと思いながらも、手続きが難しそうだと思い少し避けているところがありました。しかし、利用開始までの流れや届出の方法を分かりやすく説明していただきましたので、電子申請を利用するいい機会になりました。

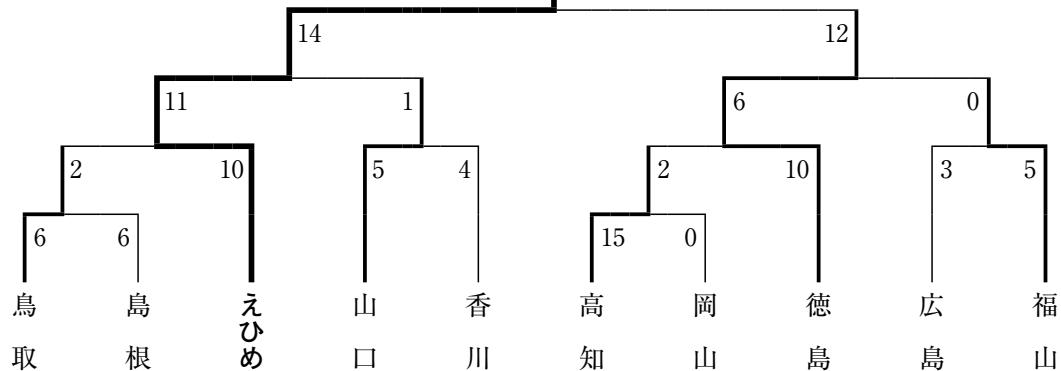
今回研修に参加させていただいた研修自体はもちろんですが、それ以外のところでも自分にとってプラスになることが数多くありました。今後も研修や他の行事にも積極的に参加していきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

最後になりますが、講師をしていただいた先生方、企画、進行等をしていただいた研修委員会の皆様、県会事務局職員の皆様に深く感謝申し上げます。

第7回 全国社会保険労務士会連合会会長杯 中国四国地域協議会ソフトボール大会

平成30年4月14日 広島県福山市 箕沖球場

優勝しました!! えひめE

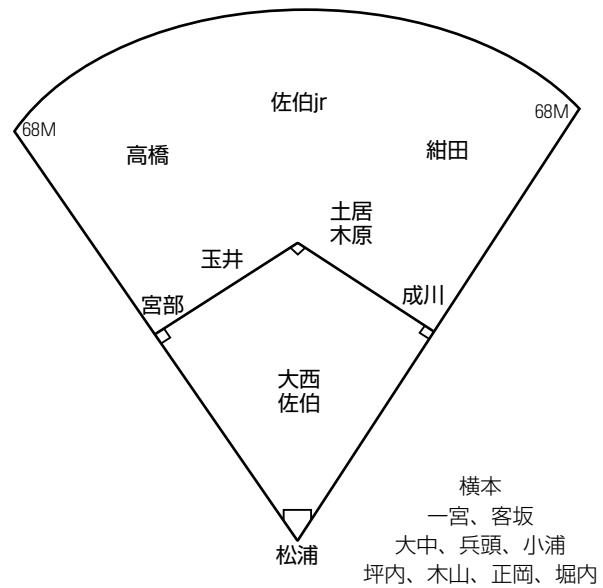


SCOR Board

2回戦	一	二	三	四	五	計
鳥取	0	0	1	1		2
えひめ	3	5	2	0		10

準決勝	一	二	三	四	五	計
山口	0	0	1	0		1
えひめ	3	5	0	3		11

決勝	一	二	三	四	五	計
えひめ	0	2	4	4	4	14
徳島	5	2	0	1	4	12



横本
一宮、客坂
大中、兵頭、小浦
坪内、木山、正岡、堀内



新 入 会 員 紹 介



【氏名】瀬野達也
 【支部】中部予
 【年齢】60歳
 【開業／法人の社員／勤務その他】開業



【氏名】山本真二
 【支部】南予
 【年齢】60歳
 【開業／法人の社員／勤務その他】勤務その他

① 社会保険労務士となった動機
 大学3年生の20歳のときに、自分を守る知識を身に付けるためと、就職活動でアピールする材料が欲しくて、昭和53年に社会保険労務士試験を受験し合格しました。

② 自己紹介
 大学卒業後、今治市にある税理士事務所に就職しました。3年間勤務後退職し、当時郵政省の今治郵便局に就職しました。以来組織の名前を変えつつ平成30年3月末日をもちまして、日本郵便株式会社四国支社を定年となったのを機会に開業しました。

③ 今後の抱負
 郵政事業の民営化の動きの中で、再度税理士試験の勉強をして平成18年に合格しました。税理士も併せて開業することになりました。税務にも強い社会保険労務士になりたいです。

④ 会への意見・要望
 昭和53年に合格していたので、実務経験なしで開業できました。自分でも無謀なのはよく認識していますので、今後ともご指導のほどよろしくお願ひいたします。



【氏名】合田芳充
 【支部】東予
 【年齢】37歳
 【開業／法人の社員／勤務その他】開業

① 社会保険労務士となった動機
 民間の会社で勤務しておりましたが、三十半ばに差しかかり、今後のことを考えた際、頑張って勉強し、取得した資格で生計を立てていきたいと思い至ったのが、きっかけです。

② 自己紹介
 民間の会社を退職後、2年間、年金事務所でお客様窓口相談業務に従事しました。今後はその経験を生かし、諸事情で年金事務所に来所することが困難なお客様のご自宅に訪問し、年金相談及び年金申請の代行を主な業務として活動していくと考えております。

③ 今後の抱負
 営業職時代、上司から良い商品を高く買って頂くのが優秀な営業マンだと指導を受けました。今後は自分自身がより良い商品となれるよう、日々精進を重ねて参る所存です。

④ 会への意見・要望
 若輩者のため、至らぬ点も多々あるかと思いますが、今後ともご指導のほど宜しくお願ひ致します。

① 社会保険労務士となった動機
 道の駅を経営する三セクの株式会社設立を担当した折り、見様見真似で就業規則を作成したことから労務管理に興味を持ちました。その後、息子が司法書士の資格試験を勉強していたことから関心のあった社会保険労務士の勉強に取り組むことにしました。その後、奇しくも平成24年に親子で合格することができました。

② 自己紹介
 役所人生の大半を農林振興に従事してきました。農業分野では農家の高齢化に伴い法人化や直販所や加工品開発等の6次産業化が進んでいますので、微力ながら経営改善に向けた支援ができたらと思っています。

③ 今後の抱負
 実務経験が未熟のため研鑽を深め、自力が付いてから開業しようと思っています。
 なお、現在、息子との合同事務所を建設中です。

④ 会への意見・要望
 今後ともご指導のほどよろしくお願ひします。



【氏名】曾根優也
 【支部】中部予
 【開業／法人の社員／勤務その他】勤務その他

① 社会保険労務士となった動機
 職場で「労働基準法を守る気は無い」と明言されて退職したがさあどうする?というときに「社会保険労務士講座開講」という広告を見たのが始まりでした。

② 自己紹介
 拄りを持ち一度やると決めたら最後までやり抜く性質で社労士絡みなら独学での試験合格から趣味の模型でのフルスクラッチまで諸々ただし腰の重い性質で、アウガスツス曰くの「申し分なくやり遂げれば充分早くやりおおせた事になる」で締めたいとは思うのですが。

③ 今後の抱負
 どんな物事にもそんな面は有りますが社労士は法改正等で他者からアップデートを求められますし、後日装備しなければならない知見も多々有ります。日々是修業で頑張ります。

④ 会への意見・要望
 特になし。
 このような機会を頂きましたが正直なところ意見要望を述べ得る実体験の不足を前に呆然とする思いです。その分、ご指導宜しくお願ひいたします。

開業社会保険労務士・社会保険労務士法人の皆様へ

社会保険労務士 賠償責任保険制度

加入の
ご案内

(社会保険労務士賠償責任保険・情報漏えい保険(特約加入))
この保険は全国社会保険労務士会連合会を契約者とし、全国社会保険労務士会連合会開業会員等を被保険者とする団体契約です。

この保険は、社会保険労務士業務により発生した不測の事故につき、日本国内において保険期間中に損害賠償請求がなされた場合において、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担したことによって被る損害を所定の条件の範囲内で補償するものです。さらに、保険会社の同意を得て支出した争訟費用(弁護士費用など)等も補償します。

NEW! 情報漏えい保険「ライトプラン」を新設しました!!

「情報漏えい保険(特約)」は
マイナンバーの漏えいにより
生じた損害についても補償いたします。
是非ご加入をご検討ください!

2018年5月1日現在

全国で**17,079**名の

開業社会保険労務士が加入!

保険に加入することで、安心して社会保険労務士業務を遂行出来ると多くの方からご好評をいただいております。

保険期間は**2017年12月1日午後4時から**
2018年12月1日午後4時までの1年間です。

毎月中途加入(毎月25日必着、翌月1日補償開始)も受け付けております。

全国社会保険労務士会連合会

*この案内は社会保険労務士賠償責任保険制度のうち社会保険労務士賠償責任保険および情報漏えい保険(特約加入)の概要について説明したものです。保険の内容は社会保険労務士賠償責任保険制度のパンフレットをご覧ください。
詳細は保険約款によりますが、ご不明な点がありましたら取扱代理店または引受保険会社におたずねください。

お問合せ先

●取扱代理店

有限会社 エス・アール・サービス

〒103-0021

東京都中央区日本橋本石町3-2-12 社会保険労務士会館10F

TEL 03-6225-4873

<http://www.sr-service.jp/>

社労士専用ページ

ログインID: 2015sr
パスワード: 4873hoken

●引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社(幹事保険会社)

担当課: 広域法人部法人第二課

〒102-8014

東京都千代田区三番町6-4

TEL 03-3515-4153

三井住友海上火災保険株式会社

2017年9月作成 17-T05524

社会保険労務士倫理綱領

社会保険労務士は、品位を保持し、常に人格の陶冶にはげみ、旺盛なる責任感をもって誠実に職務を行い、もって名誉と信用の高揚につとめなければならない。

社会保険労務士の義務と責任

1. 品位の保持

社会保険労務士は、品位を保持し、信用を重んじ、中立公正を旨とし、良心と強い責任感のもとに誠実に職務を遂行しなければならない。

2. 知識の涵養

社会保険労務士は、公共的使命と職責の重要性を自覚し、常に専門知識を涵養し理論と実務に精通しなければならない。

3. 信頼の高揚

社会保険労務士は、義務と責任を明確にして契約を誠実に履行し、依頼者の信頼に応えなければならない。

4. 相互の信義

社会保険労務士は、相互にその立場を尊重し、積極的に知識、技能、情報の交流を図り、いやしくも信義にもとる行為をしてはならない。

5. 守秘の義務

社会保険労務士は、職務上知り得た秘密を他に漏らし又は盗用してはならない。業を廃した後の守秘の責任をもたなければならぬ。

お知らせ

9月28日(金) 中国・四国地域協議会フォーラム
(高知)
10月18日(木) 保育・介護等両立支援に関する研修会
(県外外部講師の予定)
10月24日(水) 中予支部研修会(予定)

平成31年

2月15日(金) 50周年記念式典

会員数一覧表

〈個人会員〉 平成30年7月1日現在

	東予支部	中予支部	南予支部	合計
開業	71	167	27	265
法人の社員	6	17	2	25
勤務	11	33	4	48
その他の	5	19	4	28
合計	93	236	37	366

〈法人会員数〉

区分	東予支部	中予支部	南予支部	合計
法人会員	5	10	1	16

編集後記

総務委員会のメンバーになって1年。やっと業務の流れがわかつた頃ですが、まだまだメンバーの方に助けてもらつてばかりです。この1年で思うことは、会報の原稿依頼の際、会員の皆様には快く引き受けていただけるばかりでなく、文才も素晴らしい!そして、普段では見えない多趣味からの個々の能力にはいつも感動させて頂いております。読まれた方はきっと、私と同じように急に親近感が湧くのではないかでしょうか。

これからも、たくさんの会員の皆様の潜在能力を紐解いて、より近くに感じていきたいものです。

なお、末尾ではございますが、今回の西日本豪雨により被災されたみなさまに謹んでお見舞い申し上げます。

発行所 愛媛県社会保険労務士会

〒790-0813

愛媛県松山市萱町4丁目6番地3

電話 (089) 907-4864

ファクシミリ (089) 923-1133

銀行口座 伊予銀行松山駅前支店

普通預金 1941628

URL <http://www.ehime-sr.or.jp>

E-mail ehime4@ehime-sr.or.jp

発行人 横本恭弘

編集人 総務委員会

印刷所 松山市空港通2丁目13番30号

不二印刷株式会社